

神川町訪問介護ステーション・神川町社会福祉協議会ケアプランセンター
感染症対策委員会要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）の 3 運営に関する基準の（14）業務継続計画の策定等②イ感染症に係る業務継続計画及び（16）感染症の予防及びまん延の防止のための措置の規定に基づき、神川町訪問介護ステーション、及び神川町社会福祉協議会ケアプランセンター（以下、「当事業所」という。）における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する本委員会について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 当事業所が主宰する委員会の名称は、神川町訪問介護ステーション・神川町社会福祉協議会ケアプランセンター感染症対策委員会（以下「委員会」という。）とする。

(協議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針に関すること
- (2) 感染症に係る業務継続計画
- (3) 災害に係る業務継続計画

- (4) 感染症及び災害に係る研修
- (5) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修
- (6) 感染症及び災害に係る訓練
- (7) 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

(組織)

第4条 委員会は、次の掲げる者を委員として構成する。

- (1) 社会福祉法人神川町社会福祉協議会事務局長
- (2) 当事業所の管理者
- (3) 感染対策の知識を有する者

2 委員は無報酬とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、おおむね 6 月に 1 回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。
- 4 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 5 委員は、会議に出席することができない場合は、あらかじめ、書面をもって会長若しくは他の委員に議事の協議について委任すること又は議事に係る意見等を書面により提出することができる。
- 6 議事は、委員の合意によって決するものとするが、協議が調わないときは、会長及び副会長の協議によるものとし、会長及び副会長の協議が調わないときは、会長が決するものとする。
- 7 第 5 項の規定による議事の協議の委任があったときは、第 2 項及び前項の規定は、委員が出席し、及び議事の合意に加わったものとする。
- 8 会長は、会議の運営のために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務の処理及び感染症対策に関する相談、苦情等に対応するため事務局を神川町訪問介護ステーションに置く。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の神川町訪問介護ステーション・神川町社会福祉協議会ケアプランセンター感染症対策委員会要綱の規定は令和6年4月1日から適用する。